

一般会計予算決算常任委員会審査日程

日 時 令和5年6月23日（金）

午前10時

場 所 議場

～審査内容～

- 1 議案第35号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について

審査番号	項目	出席者
①	議案第35号に係る各分科会長報告及び質疑	委員のみ
②	議案第35号に係る討論及び採決	委員及び執行部

■分科会長報告概要■

	令和5年6月定例会
	一般会計総務文教分科会
議 案 件 名	議案第35号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について
担 任 事 項	総務文教常任委員会が所管する部分
概 要	今回の補正は、歳入では繰入金の増額、歳出ではふるさと納税自動販売機設置事業、ふるさと支援基金積立事業等取り急ぎ措置すべき案件について行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>【歳入】</p> <p>○18 款 寄附金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと寄附金 1,250 万円の増額 ふるさと納税自動販売機設置に伴い増額を見込むもの <p>○19 款 繰入金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金繰入金 7,769 万 3,000 円の増額 この度の補正の財源調整として繰り入れるもの 令和5年度末予算上の財政調整基金残高は29億7,837万円となる。 <p>【歳出】</p> <p>○2 款 総務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 項 10 目地域振興費 1,943 万 5,000 円の増額 ゴルフ場に「ふるさと納税自動販売機」を設置し、市外からの来場者によるふるさと納税の促進を図り、自主財源の確保を目指すもの 寄附額に対する経費としては、返礼品が寄附額の30%（利用券）、事務費・自販機利用料が寄附額の24.38%、設置費用手数料としてゴルフ場に支払う手数料が寄附額の1.1%で、合計55.48%である。 契約期間は5年間であるため、債務負担行為を設定する。 <p>（主な質疑）</p> <p>* 「機器設置の理由は」との質問に「このふるさと納税を利用してもらうことで、簡単な手続で、実質無料でゴルフができる。また残った金額で再来場の可能性もある。ゴルフ場は断トツに利用が多いとのことであり、しっかりPRしていけば実績が付いてくるものと考え」との答弁</p>

* 「このふるさと納税の返礼品は何か、また県下の状況は」との質問に「ゴルフ場に設置する自動販売機の返礼品は、ゴルフ場の利用券のみであり、県内初である」との答弁

* 「利用者等の想定は」との質問に「想定は難しいが、事業者と相談し、昨年の来場者 24 万 6,000 人の約 30%である 7 万 5,000 人を土日の来場者とし、そのうちの 1%である 750 人を利用者と想定した」との答弁

・ 1 項 16 目ふるさと推進事業費 350 万円の増額

コミュニティ助成事業助成金が交付決定されたため実施するもの

・ 1 項 31 日本庁舎改修事業費 50 万円の増額

P C B 廃棄物運搬処理業務を委託するもの

(主な質疑)

* 「現在の保管状態及び今後の取扱いは」との質問に「現在、人が通らない鍵のかかる場所に仮置きしているが、予算が可決された後は、指定の業者が運搬して、国指定のジェスコの事業所で無害化処分する」との答弁

* 「本庁舎の蛍光灯で P C B が含まれると思われるものはもうないか」との質問に「全て、P C B が含まれないものに取り替えている」との答弁

○10 款 教育費

・ 2 項 3 目学校建設費 高千帆小学校屋内運動場外壁改修事業の財源内訳の変更

学校教育施設等整備事業債（補助分充当率 90%）を、国の内定により防災減災国土強靱化緊急対策事業債（補助分充当率 100%）に変更するもの

・ 5 項 2 目図書館費 166 万 9,000 円の増額

中央図書館の消防設備について、消防設備点検により、至急改修等が必要になったため対応するもの

改修等の内訳は、消火器 7 本の交換、誘導灯 6 か所、煙感知器 1 台、非常用放送設備の改修及び屋内消火栓の点検である。

(主な質疑)

* 「消防点検は極めて大事であるが、なぜ補正対応なのか」との質問に「毎年 2 回実施しているが、昨年度の点検で改修等の必要があるものが判明し、見積書の提出を求めていたが、提出が遅れたため、当初予算に間に合わなかった」との答弁

■分科会長報告概要■

	令和5年6月定例会
	一般会計民生福祉分科会
議 案 件 名	議案第35号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について
担 任 事 項	民生福祉常任委員会が所管する部分
概 要	今回の補正は、旧小野田児童館解体整備事業、小野田浄化センター施設整備事業等、取り急ぎ措置すべき案件について補正するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>○2 款総務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費 460 万 3,000 円の増額 戸籍情報システムの整備とシュレッダーの購入によるもの (主な質疑) * 「システム改修委託料はどのように算出しているか」との質問に「SEの作業費用が325万円、パッケージの費用が60万円、及びそれらの消費税額である」との答弁 * 「シュレッダーの購入費用はどのように算出したのか」との質問に「市内2事業者から見積りを取って算出している」との答弁 <p>○3 款民生費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 項 1 目 社会福祉総務費 4,704 万 8,000 円の増額 令和3年度、令和4年度に実施した子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金による住民税非課税世帯等への給付事業の精算に伴うもの及び令和4年度の診療報酬支払基金交付金の精算に伴うもの (主な質疑) * 「償還金の内訳はどうなっているか」との質問に「令和3年度実施分は2,609万3,835円で、令和4年度実施分は2,140万2,840円である」との答弁 * 「返還分とは、補助金を受け取れなかった方の補助金分なのか」との質問に「給付を断った方や住所は市内となっているが、実際には本市に住んでおられないが方等がいるため、返還金分ほど補助金を受け取れなかった対象者がいるわけではない」との答弁 ・ 2 項 1 目 児童福祉総務費 723 万 8,000 円の増額 令和4年度末に廃止した旧小野田児童館の建物を解体し、小

野田小学校の駐車場として整備するための建物解体に係る設計委託料に関するもの

(主な質疑)

* 「どのような経緯で、児童館解体後の土地を駐車場として活用することに決まったのか」との質問に「令和5年2月1日開催の市有財産活用検討委員会において、教育委員会から当該土地を小野田小学校の駐車場として活用したいという希望があり、そのように活用することとなった」との答弁

- ・ 3項1目生活保護総務費 250万6,000円の増額
生活保護システムの改修によるもの

○4款衛生費

- ・ 2項2目塵芥処理費 706万2,000円の増額
インボイス制度に対応するための環境衛生センターの計量システム改修によるもの

(主な質疑)

* 「システム改修委託料の算出根拠はどうなっているか」との質問に「ソフトの改造費が480万円、技術者の派遣費が約55万円、諸経費として約107万円、これに消費税を加えて予算計上している」との答弁

* 「システム改修が必要な端末は何台あるのか」との質問に「計量棟の入り口側、出口側に各1台、中央制御室に1台あり、合計3台である」との答弁

- ・ 2項3目し尿処理費 6,188万円の増額
老朽化が進行している小野田浄化センターの施設整備に関するもの

(主な質疑)

* 「工事の請負業者は入札で決まるのか」との質問に「入札で決まる。市内にも解体事業者はあるが、工事の規模等を鑑みながら関係課と連携して、適切に事業者を選定したい」との答弁

【地方債補正】

○高分子焼却炉除却事業債

限度額 340万円を 5,870万円に増額するもの

(主な質疑)

* 「高分子焼却炉の解体時におけるダイオキシンの処理は大丈夫なのか」との質問に「特別管理廃棄物として、周りに除染液が漏れ出さない方法で処理する」との答弁

■分科会長報告概要■

	令和5年6月定例会
	一般会計産業建設分科会
議 案 件 名	議案第35号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について
担 任 事 項	産業建設常任委員会が所管する部分
概 要	今回の補正は、新規就業者等産地拡大促進事業等や小野田・楠企業団地インフラ等整備事業により増額するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>【歳出】</p> <p>○6款 農林水産業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1項1目農業委員会費 74,000 円の増額 地域計画を策定するため、農業委員会サポートシステムを活用し、目標地区の素案を作成するもの ・1項3目農業振興費 566 万 3,000 円の増額 新規就業者を雇用した法人及び農業協同組合等に対し、生産力強化のための機械の導入や施設整備に係る費用を支援するものなど <p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> *「地域計画を策定する地区はどこか」との質問に「厚狭北部、厚狭中部、厚狭西部、厚狭南部、厚陽、津布田、埴生、高泊、高千帆の9地区である」との答弁 *「地域計画策定が市内全域ではない理由は」との質問に「地域計画は農業振興地域のみ策定するため、用途地域が設定されているところについては策定しない」との答弁 <p>○7款 商工費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1項2目商工振興費 500 万円の増額 小野田・楠企業団地の水道の水圧は基準に満たないため、企業が進出した際に必要となる水道加圧装置を設置するもの <p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> *「企業進出の度に水道加圧装置を設置するのか」との質問に「水道供給施設が老朽化し、改修費用等を要するため、進出企業に対し個別に水道加圧装置を設置することで対応している」との答弁 *「水道関係以外にインフラ整備は必要か」との質問に「防火水槽を令和5年度で設計し、令和6年度に設置予定である」との答弁